

お客様各位

平成30年8月1日

今年は記録的な猛暑が続いていますが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成30年度税制改正解説～新事業承継税制②
3. コラム働き方改革～同一労働同一賃金・最高裁判決に関して

1. 今月の事務

今月は比較的事務が少ないので、盆休み前に済ませておきましょう。

①税務調査への備え

確定申告の事務処理が一段落した7月に税務署内では人事異動が行なわれ、それから業務の引継ぎ、調査法人の選定などを経て、本格的に税務調査に動き始めます。そのため、毎年8月後半から11月は、税務調査のピークとなります。いつ税務調査が来ても対応できるよう、自社の処理を確認し、調査官が疑問をもちそうな点は、きちんと説明できるようにして下さい。

②夏季休暇前後の事務

夏季休暇を実施する会社では、その前後の事務や連絡をミスやモレのないように行ないましょう。

休暇前の業務としては、取引先などへの対外的な挨拶や連絡、休暇中の連絡先の整備などがあります。また、休暇後には、郵便物の関係部署への速やかな配付、社員の勤怠管理の徹底といった業務があります。最近では、各担当者の取引先の休暇日程にあわせるなど、何パターンかに分けて個人ごとに夏季休暇を設定するケースも増えています。社内連絡などに支障が生じないように注意しましょう。

また、パートタイマー・アルバイトにも、一定の条件を満たせば、年次有給休暇を付与する義務が生じることや、繁忙期に重なって人手不足に陥って業務に支障が出ないように、シフトの管理には十分留意してください。

③建物・設備などの点検・修理

8月が閑散期にあたる会社においては、繁忙期には後回しになりがちな業務として、建物や設備などの点検・修理を実施してはいかがでしょうか。不具合があれば、業者などに連絡し、修理や交換の手配を行なって下さい。

また、夏季休暇の前に大掃除を行なう場合は、「書類等の保存と破棄の基準を明確か」「ゴミの分別方法は周知したか」「廃棄物処理業者への手配は済んでいるか」など、確認しながら手配を進めましょう。

2. 平成30年度税制改正解説～新事業承継税制②

前々回に、平成30年1月1日から適用される新事業承継税制では、事業承継者が従来は一人の先代経営者から一人の後継者と限定されていたものが、親族外を含む複数の株主から、最大3人の後継者へと拡大されたことお伝えしました。

この事業承継には、先代経営者から生前に株式を受ける贈与と、相続発生後の相続の2種類に分かれ、承継者は親族に限定されず、贈与においては贈与時に①代表権を有している、②20歳以上、③役員就任から3年以上経過していることなどが要件です。特に③の要件に注意が必要で、新事業承継税制適用に

当たっては平成 30 年 4 月 1 日からの平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年以内に特例承継計画書を都道府県に提出する必要がある、計画書提出時点で役員就任から 3 年経過している必要があるのです。

なお、事業承継税制は株式の移転だけが対象とされておりますが、今回の改正で親族外の承継者に対しても相続時精算課税の適用が認められることになり、株式以外の不動産や預貯金の移転が進め易くなりそうです。

3. コラム働き方改革～同一労働同一賃金・最高裁判決に関して

6 月 1 日に、同一労働同一賃金に関して最高裁判決が出ました。これは、定年後に再雇用された労働者について、定年後も同じ業務に従事しており、職務変更の範囲にも変わりはないにも関わらず、賃金体系が異なることに労働契約法上問題があるかが争点とされた長澤運輸事件です。

一審では不合理な格差であるとされましたが、高裁では不合理ではないとされ、最高裁は、定年制度における次の 2 点を定年退職後に再雇用される有期契約労働者の賃金体系の在り方を検討するに当たって、「その他の事情」として十分に考慮すべきとして、一部不合理は認めるものの、大半は合理的としました。

①定年制における無期契約労働者の賃金体系は、当該労働者を定年退職するまで長期間雇用することを前提に定められたものであるのに対して、定年退職者を有期労働契約により再雇用する場合、当該者を長期間雇用することは通常予定していない。

②定年退職後に再雇用される有期契約労働者は、定年退職するまでの間、無期契約労働者として賃金の支給を受けてきており、一定の要件を満たせば老齢厚生年金の支給を受けることも予定されている。

今回の最高裁判決は、定年後再雇用者の労働条件を検討するに当たっては大いに参考になりますが、それ以外の、いわゆる非正規と呼ばれるような有期雇用労働者の労働条件に関してまで、同じ考えを示した訳ではないことに注意が必要です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>